

利用者負担の軽減措置に係るQ & Aの送付について

地方自治体における利用者負担の軽減措置について、自治体よりいくつかの質問がありましたので、Q & Aを作成しました。

参考までに送付します。

(問1) 自治体の中には、民間事業者の割引に対し補填を行うものがみられますが、こうした措置については、どのように考えますか。

(答)

1. 一部の自治体においては、国の「社会福祉法人の利用者負担軽減」と同様の仕組みを民間企業や医療法人等にも広げるとともに、対象サービスの範囲を拡大する例がみられます。

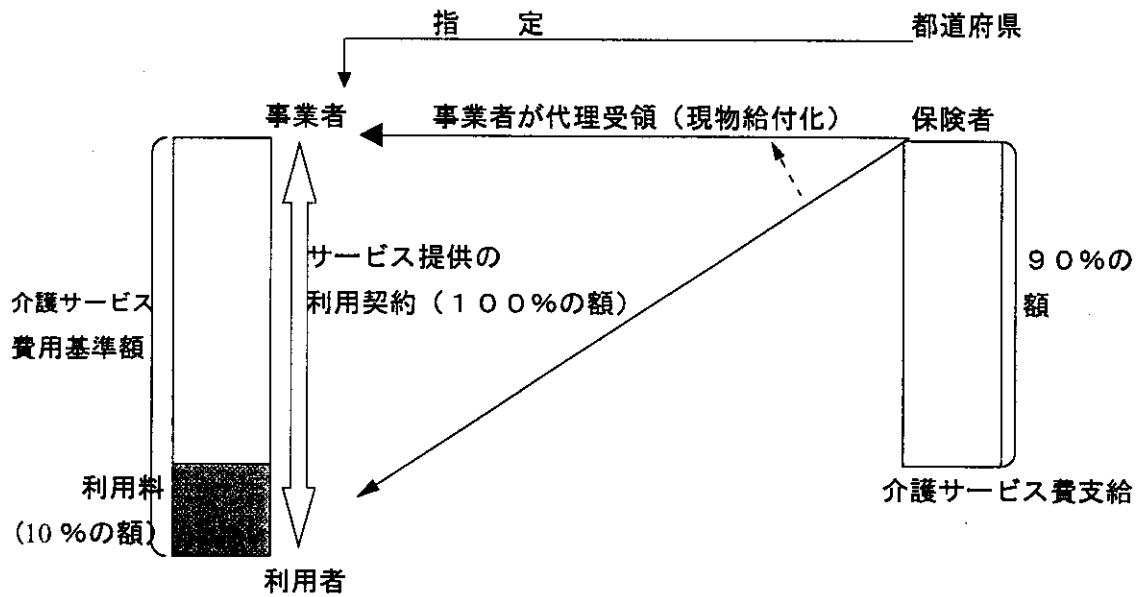
2. しかしながら、そもそも、介護保険においては、サービス事業者と利用者との間では、利用者負担1割分だけでなく、サービスの全費用である10割分について一体としてサービス提供・利用契約が結ばれているという前提に立っており、そのうちの9割分を保険給付しています。この結果、残りの1割分が利用者負担となるものです。

さらに、介護保険は、現にかかった費用の9割が保険給付される仕組みであり、サービスに要する費用が介護報酬額より安く済んだ場合は、その安く済んだ額の9割が保険給付されることとなります。運営基準において、事業者が1割の負担を受領すべきことが規定されているのも、これに対応するものです。

3. このため、事業者が利用者負担の1割分についてだけ割引を行い、9割分は介護報酬をそのまま受領するというのは、こうした契約関係からみても適当ではありません(例えば事業者が5%割り引いた場合、本来は85.5% (95×0.9) の保険給付となるところ、定められた90%をそのまま支払えば、保険者にとっては結果的に4.5%の過剰支払いとなってしまいます)。

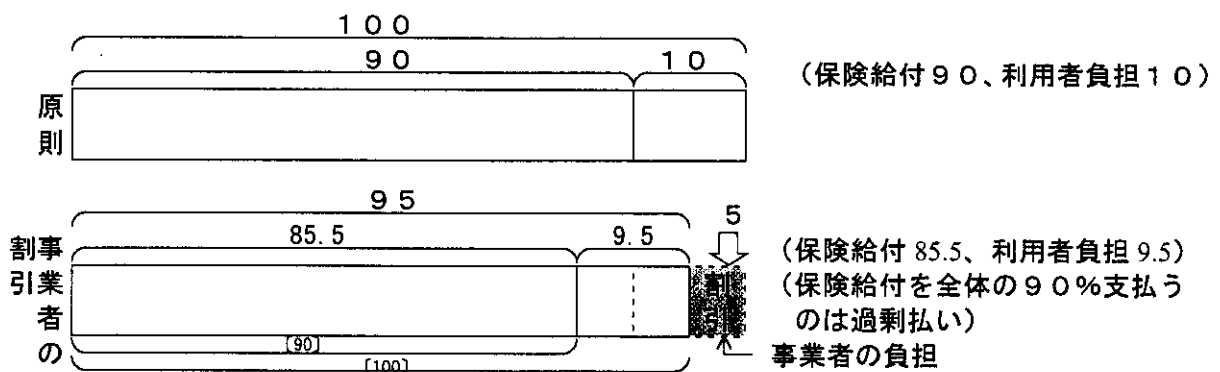
4. したがって、こうした措置は、介護サービス費用の9割を保険給付するという介護保険の仕組みそのものや運営基準に反するおそれがあるものであり、適当ではないと考えています。

介護保険制度の考え方



① 事業者は、法定代理受領サービスに該当する介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該介護にかかるサービス費用基準額から当該事業者を支払われる介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
(運営基準)

② 保険者が支給する介護サービス費の額は、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（介護サービス費用基準額＝介護報酬）の90%とする。ただし、厚生労働大臣の定める基準により算定した額が現にサービスに要した費用の額を超えるととき（すなわち、実際には介護報酬より安く済んだとき）は、当該現にサービスに要した費用の額とする。（介護保険法第41条第4項第1号）

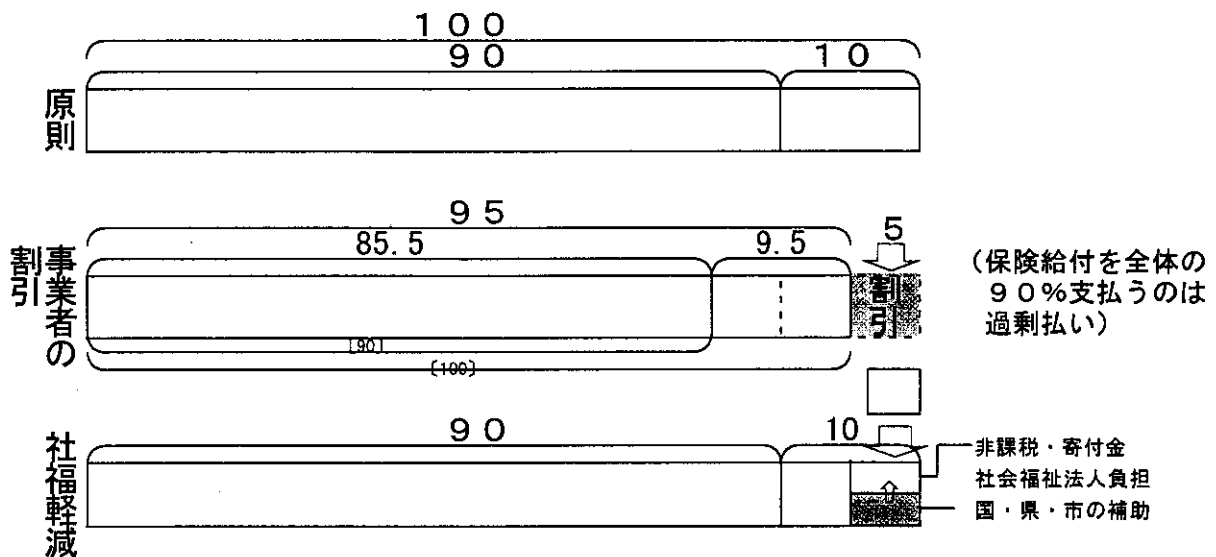


(問2) 社会福祉法人の利用者負担軽減については、介護保険法や運営基準との関係はどのように整理されるのでしょうか。

(答)

1. 社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的として設立される法人です。また、こうした性格にかんがみ、法人税が非課税となるなど大幅な税制上の優遇措置が講じられ、寄付金等の収入も想定され得るところです。
2. 社会福祉法人の利用者負担軽減は、社会福祉事業を任務とし慈善博愛の精神に則って低所得者の負担軽減を行うことが期待され、非課税で寄付金収入も想定できる社会福祉法人に限って、特別に認めているものです。
3. なお、例えば、医療保険においても、療養担当規則に一部負担金の受領が定められているにも関わらず、無料又は低額な料金で診療を行う事業が社会福祉事業として行われているところです。

※ 社会福祉法人の場合は、税の優遇措置や寄付金による収入も含めて全体として考えれば、実際にサービスに要した費用は原則の場合と変わらない、すなわち保険給付の割合が全体の所要費用の9割を超えていないと考えることができます。



(問3) 社会福祉法人かそれ以外の法人かによって、軽減が受けられるか否かという差が生じるのは、不公平ではないでしょうか。

(答)

1. 社会福祉法人の利用者負担軽減と同様の仕組みを民間企業等にも拡げた場合の問題点や、社会福祉法人について特別に軽減措置が認められている理由については、問1と2で述べたとおりです。
2. サービス利用に当たっての利用者負担の軽減措置に関していえば、市町村独自に軽減を行っている団体が平成13年10月1日現在で722ありますが、これらの中では市町村が利用者に対し、その利用者負担そのものに着目して直接補填（利用者負担1割分の一部を市町村が補填）する方法が一般的です。このように、市町村が利用者に対し直接補填する方法による場合には、例えば負担能力に関わりなく免除する、あるいは利用者全員について一律に軽減するといったものでない限り、地域の実情に応じた取組であると承知しています。こうした取組においては、法人の種別による取扱いの差が生じる余地がないことを申し添えます。